【新型コロナウイルス対策】地域企業経営支援金支給事業

【 対象業種　一覧表 】

大　分　類	中　分　類
G（情報通信業）の一部	38　放送業 39　情報サービス業 40　インターネット付随サービス 41　映像・音声・文字情報制作業
H（運輸業、郵便業）の一部	43　道路旅客運送業 ただし、小分類431 一般乗合旅客自動車運送業を除く。 44　道路貨物運送業
I（卸売業、小売業）の一部	56　各種商品小売業 57　織物・衣服・身の回り品小売業 58　飲食料品小売業 59　機械器具小売業 60　その他の小売業
J（金融業・保険業）の一部	64　貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 65　金融商品取引業、商品先物取引業 67　保険業（保険媒介代理業、保健サービス業を含む）
K（不動産業、物品賃貸業）	68　不動産取引業 69　不動産賃貸業・管理業 70　物品賃貸業
L（学術研究、専門・技術サービス業）	71　学術・開発研究機関 72　専門サービス業（他に分類されないもの） 73　広告業 74　技術サービス業（他に分類されないもの）
M（宿泊業、飲食サービス業）	75　宿泊業 76　飲食店 77　持ち帰り・配達飲食サービス業
N（生活関連サービス業・娯楽業）	78　洗濯・理容・美容・浴場業 79　その他の生活関連サービス業 80　娯楽業
O（教育、学習支援業）	81　学校教育 82　その他の教育，学習支援業
P（医療、福祉）	83　医療業 84　保健衛生 85　社会保険・社会福祉・介護事業
R（サービス業）の一部	88　廃棄物処理業 89　自動車整備業 90　機械等修理業 91　職業紹介・労働者派遣業 92　その他の事業サービス業 95　その他のサービス業

※ 総務省「日本標準産業分類（平成21年3月23日告示第175号（平成25年10月改定））」に基づく分類

申請にあたっての注意！

- ご自身が支援金の対象になるかについては、募集要項を確認し、不明な点があれば店舗・事業所が所在する商工会議所・商工会へ確認を行ってください。
- 申請にあたっては以下の書類が必要となりますので、予めご準備ください。

①対象期間の売上が分かる書類
②対象期間の前年同期の売上が分かる確定申告書等
③（法人の場合）履歴事項全部証明書
④（個人事業者の場合）本人確認書類（運転免許証、パスポート等）